

第4期

大田原市 生涯学習推進計画

令和4年度

令和8年度

学びをつなぐ持続可能なまちづくり



はじめに

- 1 生涯学習推進計画策定の趣旨 1
- 2 生涯学習推進計画の性格・期間・構成 2

第1部 生涯学習推進に当たっての基本的な考え方

- 1 生涯学習とは 3
- 2 近年における国の動向 4
- 3 生涯学習をめぐる状況 5
- 4 大田原市民の生涯学習取組の状況 6
- 5 基本理念及び基本目標 10

第2部 生涯学習推進における基本施策と基盤づくり

- 1 施策の体系 12
- 2 生涯学習推進における基本施策の推進 13
 - (基本施策1) ライフステージに合わせた学びの機会の充実 13
 - (基本施策2) 市民のニーズに応じた多様な学びの機会の充実 16
 - (基本施策3) 指導者や実践者の育成と活動支援 20
 - (基本施策4) 関係機関や団体との連携 22
 - (基本施策5) 学びを生かした地域づくりの推進 23
- 3 生涯学習推進の基盤づくり 25
- 4 推進指標 27

参考資料

- 1 大田原市生涯学習推進体制組織図 28
- 2 大田原市生涯学習推進本部設置規程 29
- 3 大田原市生涯学習推進会議条例 31
- 4 用語解説 32
- 5 生涯学習関連機関・施設一覧 34

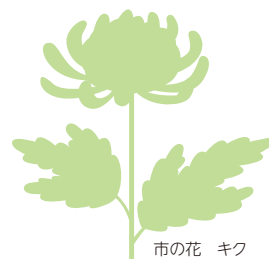
※本文中において、特に解説が必要な語句には、末尾に「*」を付しましたので、参考資料4用語解説をご参照ください。

大田原市民憲章

- わたしたちは 自然を愛し 環境をととのえ
大田原を美しいまちにしましょう。
- わたしたちは 歴史と伝統を生かし よい風習をそだて
大田原を文化の高いまちにしましょう。
- わたしたちは 心身をきたえ 仕事にはげみ
大田原を豊かなまちにしましょう。
- わたしたちは 若い力をそだて としよりをうやまい
大田原を明るいまちにしましょう。
- わたしたちは きまりを守り なごやかな家庭をつくり
大田原を住みよいまちにしましょう。

生涯学習都市宣言

生きる喜びを見つけよう だから磨こう 自分らしさを
学ぶ喜びを見つけよう だから集おう 呼びかけあって
活かす喜びを見つけよう だから尽くそう 社会のために
人が輝き まちが輝く 人間性豊かな大田原市を目指し、
ここに生涯学習都市を宣言します。



1 生涯学習推進計画策定の趣旨

大田原市では、平成18年度に「大田原市生涯学習推進計画『輝きプラン』」、平成23年度に「第2期大田原市生涯学習推進計画『輝きプラン』」、そして平成28年度には「第3期大田原市生涯学習推進計画『学び、いきいき活躍プラン』」を策定しました。

また、「大田原市総合計画『おおたわら国造りプラン』」においても、文化・教育関係の目標として「だれもが生きがいを持ち、学んだ成果を地域社会に還元・貢献できる喜びと自己有用感を実感できる人づくり・地域づくりの推進」を掲げ、市民一人一人が生涯学習に取り組み、幸せな生き方や豊かな社会を構築できる施策を推進してきました。

人生100年時代に向けて、子どもから高齢者まですべての人に活躍の機会が生まれ、それぞれの余暇時間を充実させるために、いつまでも継続して学び続ける生涯学習を充実させることが求められています。また、国際連合の持続可能な開発目標であるSDGs*には「質の高い教育をみんなに」という目標が掲げられており、すべての人が生涯学習を行える環境を構築することが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症*の影響により、社会生活は大きく変わり、生涯学習の分野においても各種事業や講座の中止、実施に際しての人数制限などの影響があり、新しい生活様式*に対応する学習方法の転換期を迎えました。

このような状況においても、これまで継続して取り組んできた市民の主体的学習の環境整備や生涯学習によるまちづくり活動への支援に加え、学んだ成果を生かし、地域社会とつながる体制づくりにより、生涯に渡って活躍できる社会の実現を目指していくことが必要となっています。

そこで、生涯学習を総合的・体系的に推進していくための指針となる「第4期大田原市生涯学習推進計画」を策定します。

2 生涯学習推進計画の性格・期間・構成

(1) 性格

本計画は、大田原市民憲章並びに生涯学習都市宣言、大田原市総合計画、大田原市教育大綱を基にするとともに整合性を図り、生涯学習関連施策を明らかにして、生涯学習の推進に取り組む上での基本指針とするものです。

(2) 期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とし、今後の社会状況の変化や施策の成果を評価し、必要に応じて見直しを行います。

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大田原市総合計画基本構想									
大田原市総合計画(前期基本計画)					大田原市総合計画(後期基本計画)				
大田原市生涯学習推進計画(第3期)					大田原市生涯学習推進計画(第4期)				

(3) 構成

本計画は、「はじめに」、「第1部 生涯学習推進に当たっての基本的な考え方」、「第2部 生涯学習推進における基本施策と基盤づくり」、「参考資料」で構成しています。

大田原市の生涯学習推進のあゆみ

昭和49年度	大田原市民憲章制定
平成3年度	大田原市生涯学習推進本部設置
平成3年度	大田原市生涯学習推進会議設置
平成12年度	生涯学習都市宣言
平成17年度	市町村合併により新市誕生
平成18年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」策定
平成18年度	第1期大田原市生涯学習推進計画「輝きプラン」策定
平成23年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」後期策定
平成23年度	第2期大田原市生涯学習推進計画「輝きプラン」策定
平成28年度	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」策定
平成28年度	第3期大田原市生涯学習推進計画「学び、いきいき活躍プラン」策定



1 生涯学習とは

生涯学習は、生涯においてすべての人が自発的意思に基づいて取り組む学習です。生涯学習には、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動や職業や資格に関する活動など、あらゆる学習活動が含まれます。

教育基本法第3条に、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

生涯学習

教育による学習

「教える者」と「学ぶ者」による行為

学校教育
による学習

家庭教育
による学習

社会教育による学習

学校・家庭以外の

広く社会における教育

- 国や公民館が行う講座
- 大学等が行う公開講座
- 青少年団体が行う青少年教育
- 民間が行う通信教育・カルチャースクール等

自己学習

「学ぶ者」のみによる行為

- 読書等の自主学習
- スポーツ活動、文化活動、奉仕活動、体験活動、趣味やレクリエーション活動における学習

2 近年における国の動向

平成 28(2016) 年 5 月の中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」において、超高齢社会での人口減少、急速な科学技術イノベーション、グローバル化の進展などの社会的課題が提起されましたが、生涯学習を通じて「全員参加による課題解決社会」を実現していくため、各種課題に対応する多様な学習機会を充実することが必要であるとしています。また、生涯学習が個人の自発的意思に基づいて行われることを基本としつつも、学習した成果が適切に評価され、それが活用と有機的につながる環境の整備とを両輪で進めることにより、「『学び』と『活動』の循環」の形成が必要であるとしています。

平成 30(2018) 年 12 月の文部科学省の中央教育審議会において「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が答申され、人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、持続可能な開発目標 (SDGs) への対応などの急速な社会経済環境の変化を受け、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の 3 つのコンセプトに向けた具体的な方策が示されました。

令和 2(2020) 年 4 月より段階的に施行されている学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」という考え方が示され、地域と学校が連携・協働しながら、子どもや若者が「未来の創り手」となるための教育が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 生涯学習をめぐる状況

○新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底により、生涯学習施設の利用や講座、教室への参加が難しい状況にあります。感染症防止を意識した「新しい生活様式」が求められる中で、接触機会を減らすインターネットを活用したオンライン学習等の広がりが見られ、新しい学習形態へ移行するスピードが加速すると考えられます。感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、これまでの対面によるつながりと新たな ICT*等の技術を活用したつながりと、それぞれの長所を生かした取組を行っていくことが重要です。

○持続可能な社会への移行

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標 (SDGs) は、「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」を共通理念とし、17 の国際目標を示しています。国際目標 4 には「すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられています。SDGs を受けて策定された日本国内の実施指針においても、優先的に進める分野の一つとして「あらゆる人々の活躍の推進」が挙げられています。これを達成するための生涯学習に関する活動を展開していく必要があります。

○Society5.0*の実現に向けた取組の進展

ICT (情報通信技術)、AI* (人工知能)、ビッグデータ*、IoT* (Internet of Things)、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものがこれまでの延長ではなく、「非連続的」と言えるほど劇的に変わるとされています。Society5.0 の実現により時間的、地理的な制約が緩和されることから、一人一人のニーズに応じた学習が可能となることが期待されます。

○人生 100 年時代の到来

厚生労働省によると、平成 29(2017)年 12 月の「人生 100 年時代構想会議中間報告」の中で「日本では、平成 19(2007)年に生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きる」と海外の研究を基に推測されています。健康寿命 (健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間) が伸び、これまでの「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、様々なステージを並行・移行しながら生涯現役であり続けるマルチステージ人生を送るようになります。100 年という長い人生をより充実させるためには、子どもから高齢者までのライフステージごとに、生涯にわたる多様な学習の機会が重要となります。

4 大田原市民の生涯学習取組の状況

令和2(2020)年12月に実施した「大田原市の生涯学習に関する市民意識調査」の結果から、市民がどのように生涯学習に取り組んでいるか、その概要を示します。

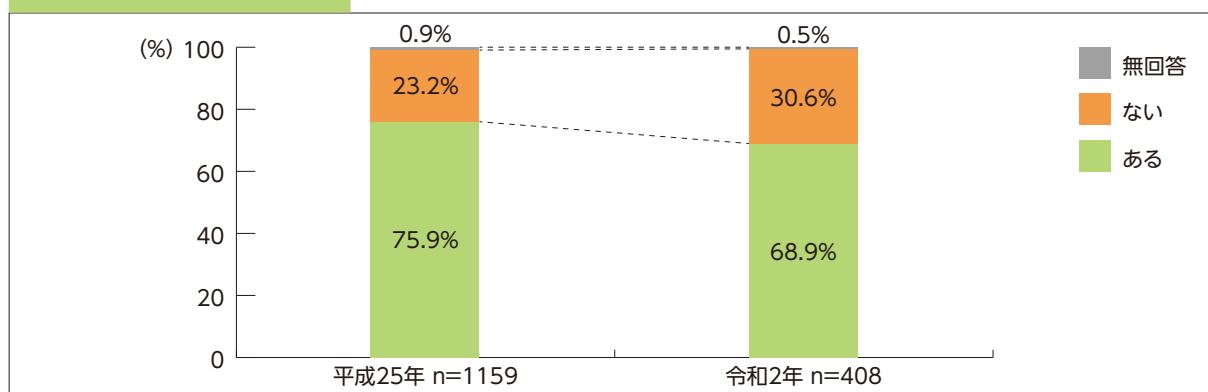
「大田原市の生涯学習に関する市民意識調査」実施概要

- 調査地域 大田原市内全域
- 調査対象 満20歳以上の男女個人(層化無作為抽出)
- 調査方法 郵送による配布・回収(無記名方式)
- 調査基準日 令和2(2020)年12月1日
- 回収状況 標本数 1,200人 回収件数 408件 回収率 34.0%

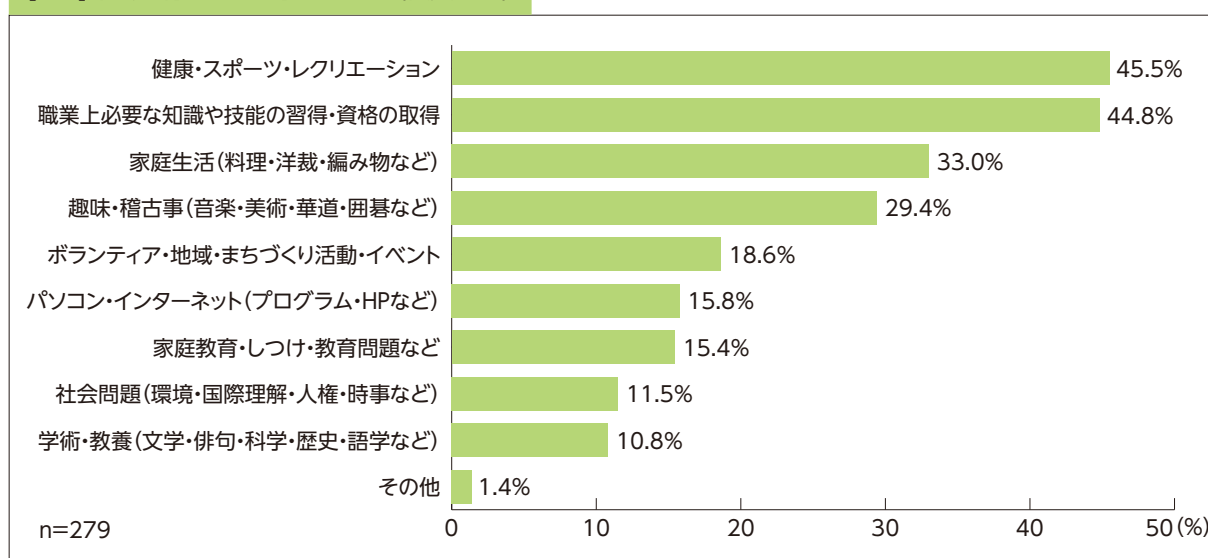
※各図における「n」は調査対象数を示しています。

(1) 生涯学習の実践状況について

【図1】生涯学習の実践の有無

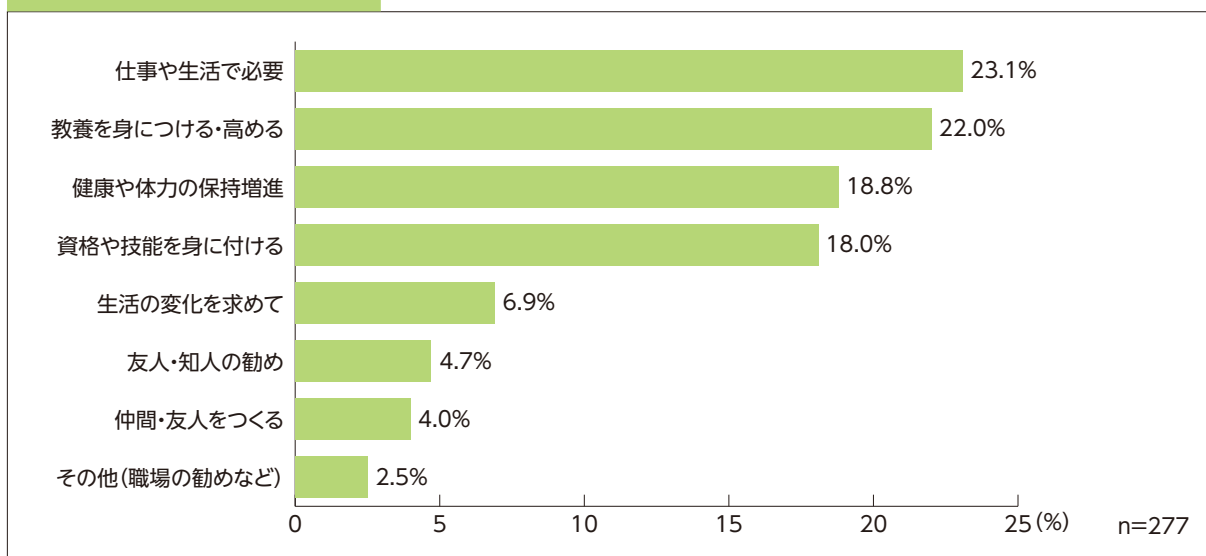


【図2】市民が行った生涯学習の種類(複数回答)



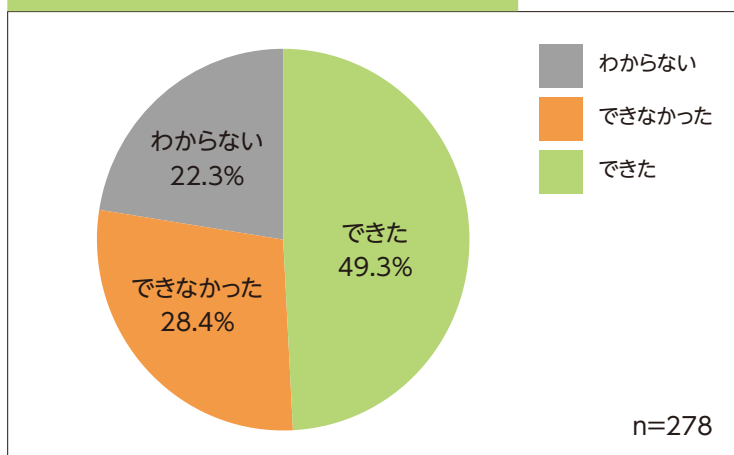
生涯学習（活動）の実施状況は、令和2（2020）年において68.9%と、前回調査値76.6%を大幅に下回りました。これは新型コロナウイルス感染症が大きく影響していると考えられます。市民が行った生涯学習の種類（複数回答）で最も多かったのは、「健康・スポーツ・レクリエーション」で、次に多かったのが「職業上必要な知識や技能の習得・資格の取得」でした。変容する社会へ適応するために生涯学習が大切であることがうかがえます。

【図3】生涯学習を始めたきっかけ



生涯学習（活動）を始めたきっかけは、「仕事や生活で必要」が最も多く、次に「教養を身につける・高める」、「健康や体力の保持増進」、「資格や技能を身につける」の順となっています。

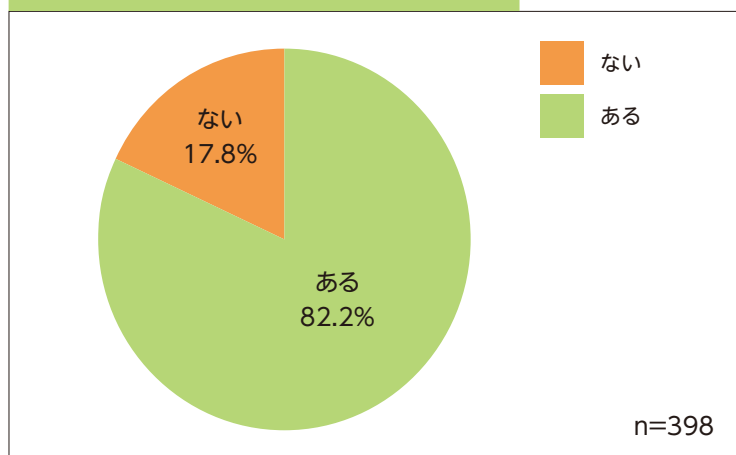
【図4】生涯学習を通じた人や地域とのつながり



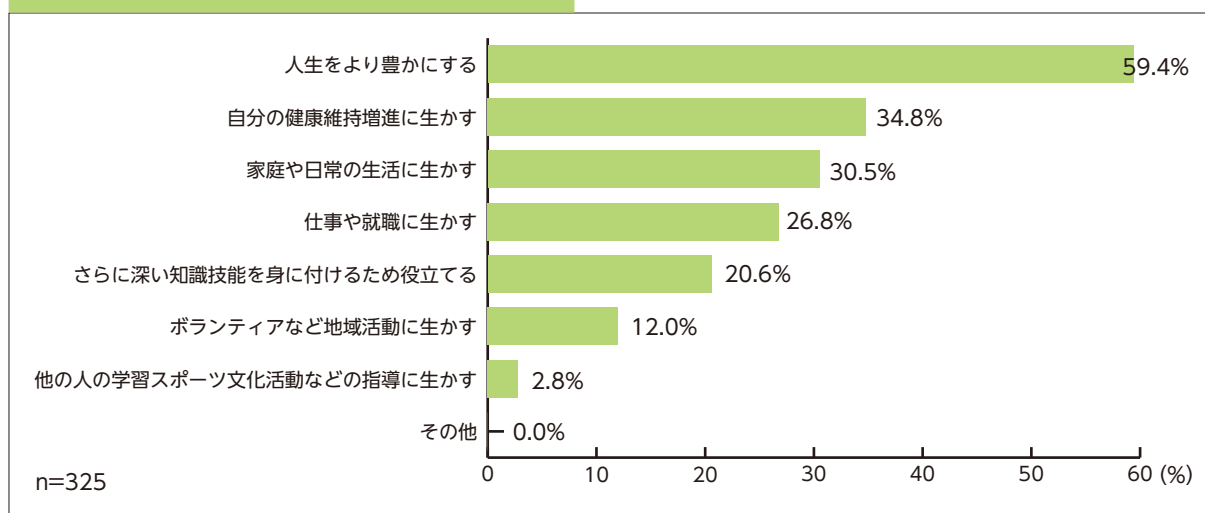
「生涯学習（活動）を通じて、人や地域との新たなつながりができたか」の問いに対し、「できた」が49.3%、「できなかった」が28.4%でした。

(2) 学習成果の活用について

【図5】学習成果の活用希望状況



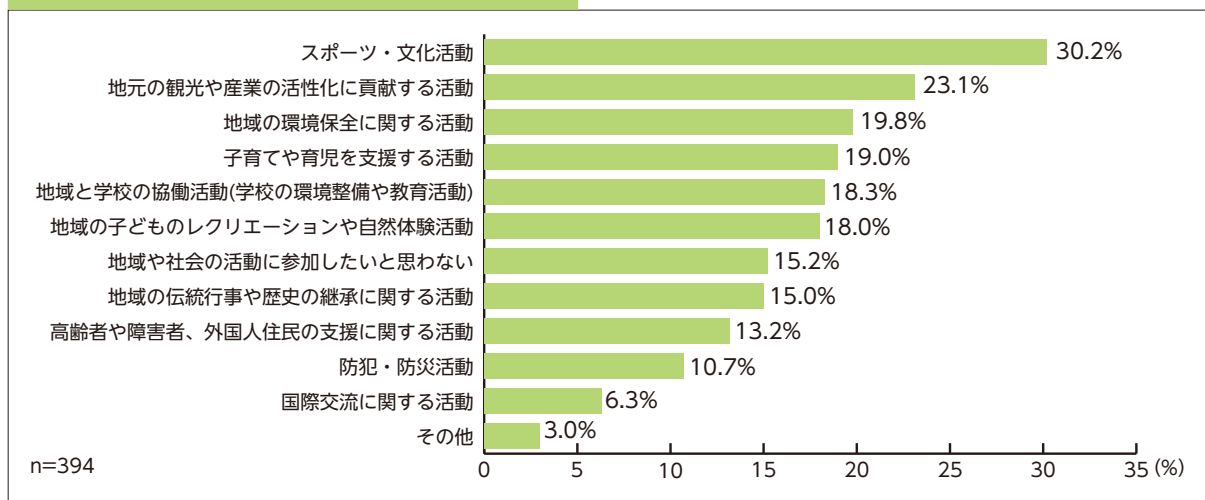
【図6】生涯学習の成果を生かしたい活動(複数回答)



生涯学習（活動）で得た成果を生かしたいと思っている市民は82.2%で、どのように生かしたいか（複数回答）については、「人生をより豊かにする」が最も多く、次に「自分の健康維持増進に生かす」、「家庭や日常の生活に生かす」の順となっています。

(3) 地域社会での活動について

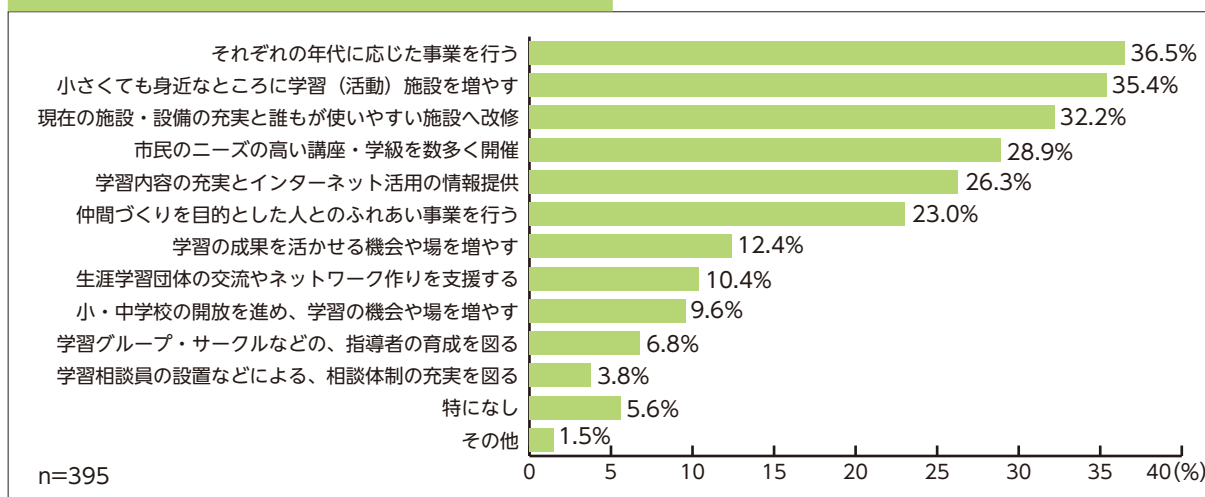
【図7】地域や社会での活動への参加意向(複数回答)



地域や社会での活動への参加意欲については、「地域や社会の活動に参加したいとは思わない」が15.2%で、84.8%が活動への参加の意欲を示し、参加したい活動内容は多岐にわたっています。

(4) 生涯学習施策への要望について

【図8】市が行うべき生涯学習をさらに活発化させる施策



「生涯学習」をさらに活発化する手段としては、「それぞれの年代に応じた事業を行う」や「市民のニーズの高い講座・学級を数多く開催」の学習内容に関するものと、「小さくても身近なところに学習(活動)施設を増やす」や「現在の施設・設備の充実と誰もが使いやすい施設への改修」の施設に関するものに多くの回答が集まりました。

5 基本理念及び基本目標

基本理念

学びをつなぐ 持続可能なまちづくり

変化し続ける社会の中で、本市における生涯学習を取り巻く環境を見据え、市民一人一人の個性や多様性を尊重し、生涯を通じて学び、学んだ成果をつなげ、誰もが生きがいを持って豊かに暮らせる、持続可能なまちづくりを推進することを基本理念とします。

第3期計画において取り入れた「つなぐ」ことを、更に深め、生涯学習を通して得た成果を、人や地域とつなげ、連帯感あふれる地域づくりを目指します。

そこで、今後の本市が目指す生涯学習社会の実現のため、次の3つの基本目標を設定します。



基本目標1 人生 100 年時代に向けた学びの機会の充実

急速に変化する現代社会に対応し、健康で生きがいのある生活を送るためには、一人一人が生涯にわたり自ら学習し、他者と連携、協働しながら社会に参画して行くことが求められます。

平成 27(2015) 年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs) には、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と掲げられており、誰一人取り残さない世界の実現に向け、生涯学習が推進されています。

人生 100 年時代を迎え、これまでの「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生モデルから、人生を通して学び、複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むマルチステージの人生設計が必要となると考えられており、誰もが、いつでも、どこでも生涯を通じて学ぶことができる機会を充実させることが求められています。

誰もが、生涯学習に興味を持ち、学びたいものを学ぶことができるよう、学習活動へ参加する機会の充実に努めます。

基本目標2 学びをつなぐ体制づくり

急速に変化していく社会の中で、よりよい地域社会をつくっていくためには、人々が学びによって身に付けた様々な知識や経験を、地域づくりに生かしていくことが求められています。学んだ成果を地域社会に還元し、よりよい地域をつくる活動につなげられるよう体制を整備する必要があります。学びの成果を生かしながら地域社会の活動にかかわることは、仲間づくりや豊かな人間性の形成、地域の活性化につながります。

学んだ成果を生かせる場を設定するとともに、市民の多様な学習意欲を生涯学習の場へとつなげ発展させていく指導者や実践者となる人材の育成と活動の支援に努めます。

また、関連機関や団体等と連携を強化し、ボランティア活動等の学習成果を生かせる場所の提供に努めます。

基本目標3 学びを生かした地域づくり

生涯学習を通じた学びは、個人の知識や技能を向上させることにとどまらず、人や地域とのつながりを生み出します。つながりを強くしていくことで、地域の教育力の向上や、互いに支えあう地域を形成することにつながります。地域での交流は世代を超えたつながりを生み出し、地域共通の課題意識を持つことが可能となります。

学びを通して地域の人々がつながり、協働して課題の解決に取り組める地域づくりを促進します。

1 施策の体系

大田原市の将来像

知恵と愛のある協働互敬のまちおおたわら

大田原市教育大綱

生涯にわたって愛を育み、学び続けようとする意欲と社会を生き抜く力の養成

基本理念

学びをつなぐ持続可能なまちづくり

基本目標1

人生100年時代に向けた
学びの機会の充実

[基本施策1]

ライフステージに合わせた学びの機会の充実

- ① 家庭教育や子育てに関する学びの機会の充実
- ② 青少年を育む学びの機会の充実
- ③ 多様な働き方に対応した学びの機会の充実
- ④ 高齢者の活躍につながる学びの機会の充実

[基本施策2]

市民のニーズに応じた多様な学びの機会の充実

- ① 文化・芸術に関する学びの充実
- ② 健康や体力づくりに関する学びの充実
- ③ 人権意識の高揚につなげる学びの充実
- ④ グローバル化に対応するための学びの充実
- ⑤ 情報化社会に対応した学びの充実
- ⑥ 環境意識の向上につなげる学びの充実
- ⑦ 読書活動の普及

基本目標2

学びをつなぐ体制づくり

[基本施策3]

指導者や実践者の育成と活動支援

- ① 生涯学習に係る指導者及び実践者の育成
- ② 指導者及び実践者の活動支援

[基本施策4]

関係機関や団体との連携

- ① 関係機関及び団体の活動への参加促進

基本目標3

学びを生かした
地域づくり

[基本施策5]

地域づくりの推進

- ① 地域のつながりづくり
- ② 安心して暮らせる地域づくり

生涯学習推進の基盤づくり

[施策1]

学びを支える環境づくり

- 生涯学習関係機関との連携強化
- 生涯学習に関する調査研究
- 共生社会の実現に向けた支援体制の整備
- 「新しい生活様式」に対応した学習環境の提供

[施策2]

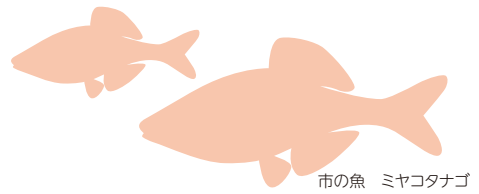
情報発信及び相談体制の充実

- 生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実

[施策3]

生涯学習関連施設の充実

- 生涯学習関連施設の整備と活用促進



2 生涯学習推進における基本施策の推進

基本目標1 人生100年時代に向けた学びの機会の充実に対する基本施策

(基本施策1) ライフステージ*に合わせた学びの機会の充実

【現状と課題】

人生100年時代を、市民がいきいきと充実した生活を送るためには、ライフステージにおいて必要な知識や能力を身に付けていく必要があります。そのためには、それぞれのライフステージにおける課題を意識した学びの機会を提供していく必要があります。

① 家庭教育や子育てに関する学びの機会の充実

家庭教育は、全ての教育の出発点で、子どもの健やかな成長や豊かな人間性を育む上で重要な役割を果たしています。子育て家庭を支援するため、家庭教育の学習の場や相談体制、親同士の交流の場の充実に努めます。

保育課

- 「子育てサロン」や「つどいの広場」等の親同士が交流を図れる場の提供に努めます。

子ども幸福課

- 乳幼児の親を対象とした「すくすく教室」や「離乳食教室」等を開催し、乳幼児期の子育ての支援を図ります。
- 保育園児や幼稚園児の保護者を対象とした「子育てセミナー」を開設し、保護者の育児力の向上を図ります。

生涯学習課

- 地区公民館ごとに小学生の保護者を対象とした「家庭教育学級」を開催し、家庭教育の支援を図ります。

② 青少年を育む学びの機会の充実

青少年期における学習は、豊かな人間性や社会性、創造性、協調性を育み、地域社会の構成員としての自覚をもたらす上で重要です。様々な体験活動や交流活動、社会参加活動等の機会を設け、青少年期における学習の充実に努めます。

農林整備課

- 小中学生が環境緑化の大切さを学習する「緑の少年団活動」を支援します。

生涯学習課

- ふれあいの丘自然観察館や天文館等の施設の利点を生かした体験活動を通し、青少年の豊かな人間性の育成に努めます。
- 友好親善都市の岡山県井原市や姉妹都市の米国ウエストコビナ市との交流事業を通し、人間性や社会性の豊かな青少年の育成に努めます。

子ども幸福課

- 心身ともに成長が著しく、人格形成において重要な時期にある小中学生を対象に「思春期教室」を開催し、「男女の体のしくみ」や「命の大切さ」について学び、豊かな母性・父性を育む機会の提供に努めます。

学校教育課

- 市内の中学2年生が職場体験を行う「わくわくチャレンジウィーク」を開催し、中学生が将来の夢や働くこと、自分らしい生き方について考えることができる機会の提供に努めます。

③ 多様な働き方に対応した学びの機会の充実

社会の状況が急激に変化する中で、職業に関する新たな知識や技術を身に付けていくことが求められています。行政と高等教育機関、産業技術に関する専門機関とが連携することにより、職業上必要な知識や技術を習得するためのリカレント教育*の促進に努めます。

商工観光課

- 主に中小企業で働く方を対象に、「パソコン」や「簿記」、「ドローン操作」等の職業訓練講座を職業訓練センターにおいて開催し、職業能力の向上を図ります。

生涯学習課

- 市民のリカレント教育に対する意識を把握するため調査を行い、市民のニーズを把握するとともに、大学等の高等教育機関との連携を密にし、リカレント教育に係る情報を広く収集し情報提供を行うことにより、市民のリカレント教育への参加を促進します。

④ 高齢者の活躍につながる学びの機会の充実

少子高齢化が急速に進み、超高齢社会を迎えています。高齢者の生きがいづくりや健康づくり、仲間づくりにつながる学びの機会の充実を図るとともに、高齢者がこれまでの人生で培った知識や経験を生かし、社会に貢献できる環境の整備に努め、生涯活躍のまちづくりを推進します。

生涯学習課・高齢者幸福課

- 地区公民館や高齢者ほほえみセンターを会場に「高齢者学級」や「おたっしやクラブ」、「寿大学」等の講座を開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の促進を図ります。

高齢者幸福課

- 65歳以上の市民を対象に、高齢者ほほえみセンター等での活動を支援するボランティア「与一いきいきメイト」を養成し、ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加や介護予防の促進を図ります。

生涯学習課

- 高齢者が長い人生の中で培った知識や経験を生かせるよう、人材データバンク「輝きバンク」への登録を促進します。

(基本施策2) 市民のニーズに応じた多様な学びの機会の充実

【現状と課題】

急激に変化を続ける社会において、市民が学習に求めるニーズは様々です。市民の学習ニーズを的確に捉え、これまで生涯学習に興味がなかった方々も参加したくなるような文化や芸術、スポーツ活動等の生活に身近な学びの機会や様々な現代的課題の解決に向けた学びの機会を提供していく必要があります。

①文化・芸術に関する学びの充実

心豊かな人生を過ごしていくためには、文化や芸術に親しむことも重要です。市民が文化や芸術に触れる機会の充実を図ります。また、地域を活性化するためには市民が地域に対する愛着や誇りを持つことが重要です。自分たちの住む地域の歴史を身近に感じ、地域への関心を深め、郷土愛を醸成する学びの機会の提供に努めます。

文化振興課

- なす風土記の丘湯津上資料館・歴史民俗資料館では、ボランティア受入のための講座「なす風土記サロン」、歴史民俗資料館では地域に深くかかわる歴史や民俗を紹介する「ふるさと再発見講座」、黒羽芭蕉の館では「黒羽古文書講座」や「近世の版本で読む『おくのほそ道』」、「黒羽藩主大関家の家譜を読む」等の講座を開催し、地域の歴史を学ぶ機会の提供に努めます。
- 国内外の芸術家を招へいし、その制作過程を公開する「那須野が原国際芸術シンポジウム」を開催し、その期間中に芸術家に直接指導を受けながら作品を作るワークショップを設けるなど、市民が芸術に触れる機会の提供に努めます。
- 那須野が原ハーモニーホールを生かし、「オーケストラ・ワークショップ」や「オルガンスクール」を開催し、文化団体の育成を図ります。
- なす風土記の丘湯津上資料館及び歴史民俗資料館、那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館の各館における常設展示の充実を図るとともに、魅力ある企画展や特別展等を開催し、市民が本市の歴史や文化に触れる機会の充実に努めます。
- 市史編さんでは、本市への理解と愛着を深めるため、現代編及び資料集等を刊行し、郷土の自然や歴史・文化を後世に伝えます。

生涯学習課

- 合併前の各市町村で編さんした『大田原市史』、『湯津上村誌』、『黒羽町誌』の郷土資料や絵図等の歴史資料をデジタル化し、インターネット上に公開することで、地域の歴史に触れる機会の提供に努めます。

②健康や体力づくりに関する学びの充実

健康は、豊かな人生を送る上での基本です。市民一人一人が、健康づくりやスポーツに親しみ、心身の健康維持や体力の向上を図る学びの機会の充実に努めます。

健康政策課

- 「健康講座」や「大人の食育講座」等、地域の求めに応じた講座を開催し、健康づくりの推進と生活習慣病の発症予防、重症化予防を促進します。
- 「健康長寿都市健康セミナー」を開催し、健康増進や心の健康づくりの大切さについての啓発を図ります。
- 「健康づくり講演会」等を開催し、健康知識の普及啓発と健康について考えるきっかけづくりに努めます。

文化振興課

- 「地域回想法」により歴史民俗資料館の所蔵する農具や民具等を利用し、高齢者の認知症の改善につながる取組を行います。

スポーツ振興課

- 幅広い年齢層を対象に各種スポーツ教室を開催し、市民の競技力の向上や健康の維持と増進、市民の交流を図ります。
- 様々なスポーツ大会を開催し、市民へのスポーツの普及及び奨励、技術の向上を図ります。
- 各世代を対象としたゴルフ教室や「大田原市民与一ゴルフ大会」等のゴルフコンペを開催し、ゴルフを通じた生涯スポーツの振興に努めます。

③人権意識の高揚につなげる学びの充実

同和問題や子どもの虐待、性の多様性、外国人との共生等、現代社会では様々な人権問題が起こっています。人権を正しく理解し、自らの課題として捉え、理解を深め、人権意識を高める学びの機会や人権感覚を育む学びの機会の提供と啓発活動に努めます。

生涯学習課

- 高齢者学級及び女性セミナー、成人教室、家庭教育学級等で、人権問題に関するプログラムを組み込み、子ども及び女性、高齢者、障害者等のすべての人々の人権が尊重される社会を目指す学習の機会の充実に努めます。

政策推進課

- 男女がいきいきと活躍できる社会の実現のためのスキルを身に付ける講座やワークライフバランス*に関する講座等を開催し、男女が互いにその人権を尊重する男女共同参画の意識の醸成を図ります。

④ グローバル化に対応するための学びの充実

各分野でのグローバル化が進み、多様な国際交流が広がっています。国際社会に生きる日本人としての自覚や国際社会に参加できる能力と態度を育てるとともに、それぞれ異なる文化を相互に理解・尊重し、国際感覚の醸成を図る国際理解の講座や学びの機会の提供に努めます。

学校教育課

- 小中学生の英語や英会話指導や国際理解の促進を図るため、イギリスやアメリカからALT（外国語指導助手）を招致し、小中学校での英語（英語活動）の授業の支援を図ります。

生涯学習課

- 姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州のウエストコビナ市との交流事業を通し、国際性の豊かな青少年の育成に努めます。

⑤ 情報化社会に対応した学びの充実

情報通信技術の急速な発展に伴い、大量の情報を瞬時に入手できるようになりました。Society5.0の実現に向け様々な技術が高度化し生活の利便性が図られる中、これらを使いこなす技術の習得が必要です。情報化社会の中で、一層充実した生活を送るために、情報通信技術に関する学びの機会の提供に努めます。

学校教育課

- 市内のすべての小中学校に導入されたパソコンを効果的に活用し、指導方法及び指導体制の工夫改善を通し、教育の質を高め、学力向上を図ります。
- 高度情報通信ネットワーク社会*において、適切な活動を行うための考え方と態度を育てるため、小中学校における情報モラル教育*の充実に努めます。

生涯学習課

- 地区公民館においてパソコンやスマートホン、タブレット端末等の使い方に関する講座を開催し、情報化社会に順応できる市民の育成教育に努めます。

6 環境意識の向上につながる学びの充実

社会を取り巻く様々な環境の変化や問題に適切に対応していくため、環境保全に関する学習の充実を図ります。

上下水道課

- 「北那須浄化センターのつどい」を開催し、施設の一般公開や下水道関連の写真パネルの展示、水質試験チャレンジコーナー、子どもたちの下水道PRポスターの展示等を行い、下水道の必要性について普及啓発を図ります。

生活環境課

- 親子を対象に「水生生物教室」を開催し、水生生物を採取、分類し、河川の水質の判定等の学習を行い、環境への意識向上を図ります。
- 地球温暖化対策の一環として、講演や環境保全に取り組む団体の発表等を行う「環境フォーラム」を開催し、市民の環境意識向上を図ります。
- 広域クリーンセンター大田原と連携した施設の見学や、座学によるごみの減量化と資源化の学習を通して、環境負荷低減の啓発を図ります。

7 読書活動の普及

読書を通して学ぶ機会は、豊かな心を育む上で欠かすことができません。ライフスタイルや世代に応じた読書方法の紹介や市全体での読書活動を行うことにより、読書に対する意識の醸成に努めます。

生涯学習課

- 「第2次大田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭及び地域、学校、図書館等の連携・協力による読書活動の推進を図ります。
- 「読書通帳」を配布し、子どもたちが読書に親しむきっかけづくりに努めます。
- インターネットを介して、貸出及び閲覧のできる電子図書を拡充させ、読書環境の充実を図ります。

(基本施策3) 指導者や実践者の育成と活動支援

【現状と課題】

生涯学習によるまちづくり活動への支援に加え、学びたい人と学びの成果を生かしたい人をコーディネートする体制づくりや、コーディネーターの育成・活用を図るなど、学んだ成果を生かし、地域社会とつながる体制づくりが必要です。また、人生100年時代を迎えるにあたり、高齢者がこれまでの長い人生の中で培った技術や経験を生かす場を設けるなど、生涯現役社会の実現を目指した取組を進める必要があります。

①生涯学習に係る指導者及び実践者の育成

生涯学習の成果を地域社会で生かすことのできる指導者や実践者となる人材や、生涯学習に関わる各分野のボランティア、学びをつなぐコーディネーターの育成に努めます。

生涯学習課

- 「生涯学習コーディネーター養成講座」の開催や研修会等を充実させ、地域づくりを進めていくリーダーやコーディネーター等の育成に努めます。
- 地域で活躍する子どもの読書ボランティアや学校図書館活性化推進員等の更なる活動の推進のため、子どもの読書活動の充実を図るために必要な知識や技術を習得することを目的に、図書ボランティア養成講座を開催します。
- 家庭や地域の教育力の向上を目指し、地域社会の中で家庭教育について自主的・主体的に学習や相談活動を行う「家庭教育オピニオンリーダー」や「親学習プログラム指導者」の養成及び有効活用を図るための事業を展開し、家庭教育支援活動を推進します。

健康政策課

- 市民と行政が協働で健康づくりを推進するため、「健康づくりリーダー」や「食生活改善推進員」の育成に努めます。

②指導者及び実践者の活動支援

指導者や実践者の活動を支援するため、人材バンクへの登録促進や、地域や学校、地区公民館等の生涯学習関連施設や関係機関と連携し活動の場の提供に努めます。

健康政策課

- 市民の健康づくりに関わる「健康づくりリーダー連絡協議会」「食生活改善推進員協議会」「メタボポイステ推進連絡協議会」等の団体の活動を支援します。

生涯学習課

- 市民や地域、学校を含めた施設・機関・団体などの要請に応じて、よりよい指導者を派遣できるように人材データバンクシステム「輝きバンク」を毎年見直し、市民へ指導者の適切な情報提供を行い、活用を促進します。
- 学校と地域の連携体制を強化するため、市の事業として学校・行政・地域が連携し、更なる学校教育の充実及び地域の教育力向上、地域活性化を目指す体制づくりのため実施しているスクールアシストプランのもと、学校（地域連携教員）・地区公民館・地区生涯学習推進協議会（学校支援部）・地域学校活動推進員との連携により、地域教育力の向上や地域活性化を推進します。
- 市民の皆様が、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自分に適した手段と方法を選びながら学ぶことができるよう、知識や技能を身に付けた人や地域で活躍している団体等の発掘・確保に努め、生涯学習支援者としての登録を促進します。

(基本施策4) 関係機関や団体との連携

【現状と課題】

生涯学習で得た知識や能力を生かすためには、活動する場が必要です。行政機関以外にも、生涯学習関連機関や団体と連携を図り、それぞれのニーズに応じた活躍の場を提供していく必要があります。

① 関係機関及び団体の活動への参加促進

関係機関や市内で活動している学習グループ、ボランティア団体等と連携し、それぞれの活動内容について情報発信を行い、学習活動の継続や学習成果の活用の促進に努めます。

生涯学習課

- 市内で活動している自主グループ・サークル・団体等の登録を推進し、市民のニーズに応じた団体情報を適切に提供するとともに、それぞれの活動内容を広く市民に情報提供し、より積極的な活動になるよう支援します。
- 市内全ての地区公民館エリアに設立された市民主導型の地区生涯学習推進協議会を支援し、各地区の生涯学習を推進するとともに、地域の教育力の向上を図ります。
- 大学等の高等教育機関と連携し情報提供を行い、市民のリカレント教育を促進します。

(基本施策5) 学びを生かした地域づくりの推進

【現状と課題】

少子高齢化の進行や、進学や就職による若い世代の都市部への流出等により、地域の人口は減少傾向にあります。地域における連帯の意識の希薄化や自治会未加入世帯の増加等により、地域のコミュニティ活動の停滞や担い手不足が問題となっています。地域のつながりを一層推進していくためには、地域への関心を深め、愛郷心を育み、地域に住む一人一人の多様な能力を生かし、協働していくことが重要です。

① 地域のつながりづくり

生涯学習を通じた学習でつながった人達が交流することにより、世代を超えたつながりが生まれ、共通した課題意識を持つことが期待されます。人と地域、世代間の交流ができる場を提供し、地域の連帯感や郷土愛の醸成に努めます。

生涯学習課

- 地域の文化教養、学校支援、奉仕及び福祉、レクリエーション等の多岐にわたる実践を通じて活動する地区生涯学習推進協議会の支援を図り、地域の生涯学習の意識を高めます。
- 平成29(2017)年3月に社会教育法が改正され、教育委員会による地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動*推進員」の委嘱に関する規定が整備されました。これまで市が実施している「スクールアシストプラン」を「地域学校協働活動」とし、地域コーディネーターから地域学校協働活動推進員への移行を推進するとともに、地域活動の円滑かつ効果的な実施を図ります。
- 平成30(2018)年度から市内中学校区単位に導入された「コミュニティースクール」と連携しながら、「学校を核とした地域づくり」「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- 地区公民館では、地区子供会育成会を対象に、子どもたちの健全育成を目指して、リーダー研修や各種スポーツ大会、ウォークラリーなどを開催します。また、市子供会育成会連絡協議会では、育成指導者レクリエーション講習会等を開催します。

学校教育課

- 次代を担う青少年が、自立心を高め、広い視野と豊かな情操を培い、社会における自らの役割と責任を自覚し、心身共にたくましく成長するように、家庭・学校・地域社会及び行政が一体となり、青少年健全育成市民大会を開催します。
- 青少年健全育成に向けた共通認識を高め、より良い社会環境づくりを推進するため、小中学生から標語や作文を募集し、青少年健全育成市民大会において表彰や発表を行います。

スポーツ振興課

- 生涯スポーツ社会の実現を図るため、誰でも気軽にスポーツを楽しむことができ、地域住民の交流の場として設立した「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。また、「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けた地域住民の自主的・主体的な活動を支援します。
- 「市民一人1スポーツ」を基本に、いつでも・どこでも・誰とでも楽しむことができるニュースポーツ等の各種スポーツを通して地域づくりを進めます。
- 関東・全国のスポーツ大会等を誘致し、トップレベルの選手を実際に見る機会を増やし、興味・関心の喚起、参加意欲向上につながるよう地域づくりを進めます。

②安心して暮らせる地域づくり

少子高齢化や核家族化等が進み、ライフスタイルが多様化する中、家庭や地域とのつながりが希薄となり、孤立する人が増えています。また、近年は局地的な災害が多発し、地域での防災が重要となっています。安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関と地域住民が連携しながら体制の整備に努めます。

高齢者幸福課

- 孤立を防ぎ、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支援体制をつくり、市・社会福祉協議会・地域包括支援センター・その他関係機関と連携しながら体制の充実を目指します。

危機管理課

- 市内全自治会に自主防災組織の結成を促進し、防災用資機材の提供や防災訓練の実施等により、平常時から防災意識の普及啓発に努めます。
- 安全安心なまちづくりのため、関係機関・団体と地域住民が連携し、各地区で自主防犯組織を編成し、特に子どもたちの安全を確保するために、登下校時間帯にパトロールを実施することにより、事件・事故の防止に取り組みます。

3 生涯学習推進の基盤づくり

本計画に掲げる目標の達成に向けた基本施策を、効率的かつ効果的に展開していくためには、生涯学習を推進するための基盤を整備することが必要です。

施策1 学びを支える環境づくり

○生涯学習関係機関との連携強化

ライフスタイルの多様化により、市民の学習ニーズも多種多様となっています。市民の多種多様な学習ニーズに応じた学びの機会を提供するため、県や近隣市町、教育機関、民間学習事業所、ボランティア団体、社会福祉協議会等と連携し、市民が学びたいものを学べる機会の提供に努めます。

○生涯学習に関する調査研究

効果的に生涯学習を推進するためには、市民の学習ニーズを的確に把握することが必要です。市民の学習ニーズの把握に努め、既存の事業の見直しを図り、更なる生涯学習関連事業の推進に活用します。

市民のリカレント教育に対する需要を把握するため調査を行い、市民のリカレント教育への参加に対する支援体制の整備を図ります。

○共生社会*の実現に向けた支援体制の整備

年齢や障害の有無にかかわらず、全ての市民が生涯学習活動に参加できるよう、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、支援体制の整備を図ります。

○「新しい生活様式」に対応した学習環境の提供

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として始まった「新しい生活様式」を今後も継続し、新たな感染症が発生したときにも対応できるようにするため、デジタル化した資料の公開やオンラインによる講座の開設等 ICT を活用するなど、新たな学習形態の推進に努め、感染症対策に基づく学習環境の整備に努めます。

施策2 情報発信及び相談体制の充実

○生涯学習関連情報の提供及び相談体制の充実

市民の学習活動を効果的に促すためには、ニーズに応じた学習情報を広く収集し、提供することが必要です。行政機関、関係機関・団体、民間事業者等と連携し、学習情報を広く収集し、速やかに市民に情報提供できる体制を整え、学習相談体制の更なる充実を図ります。また、各種情報のデジタル化等、ICT を活用した情報提供を積極的に行います。



施策3 生涯学習関連施設の充実

○生涯学習関連施設の整備と活用促進

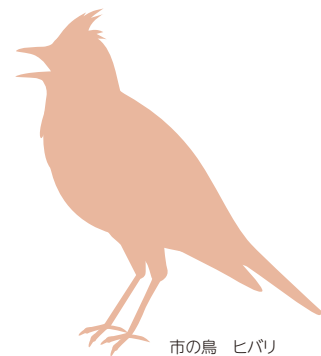
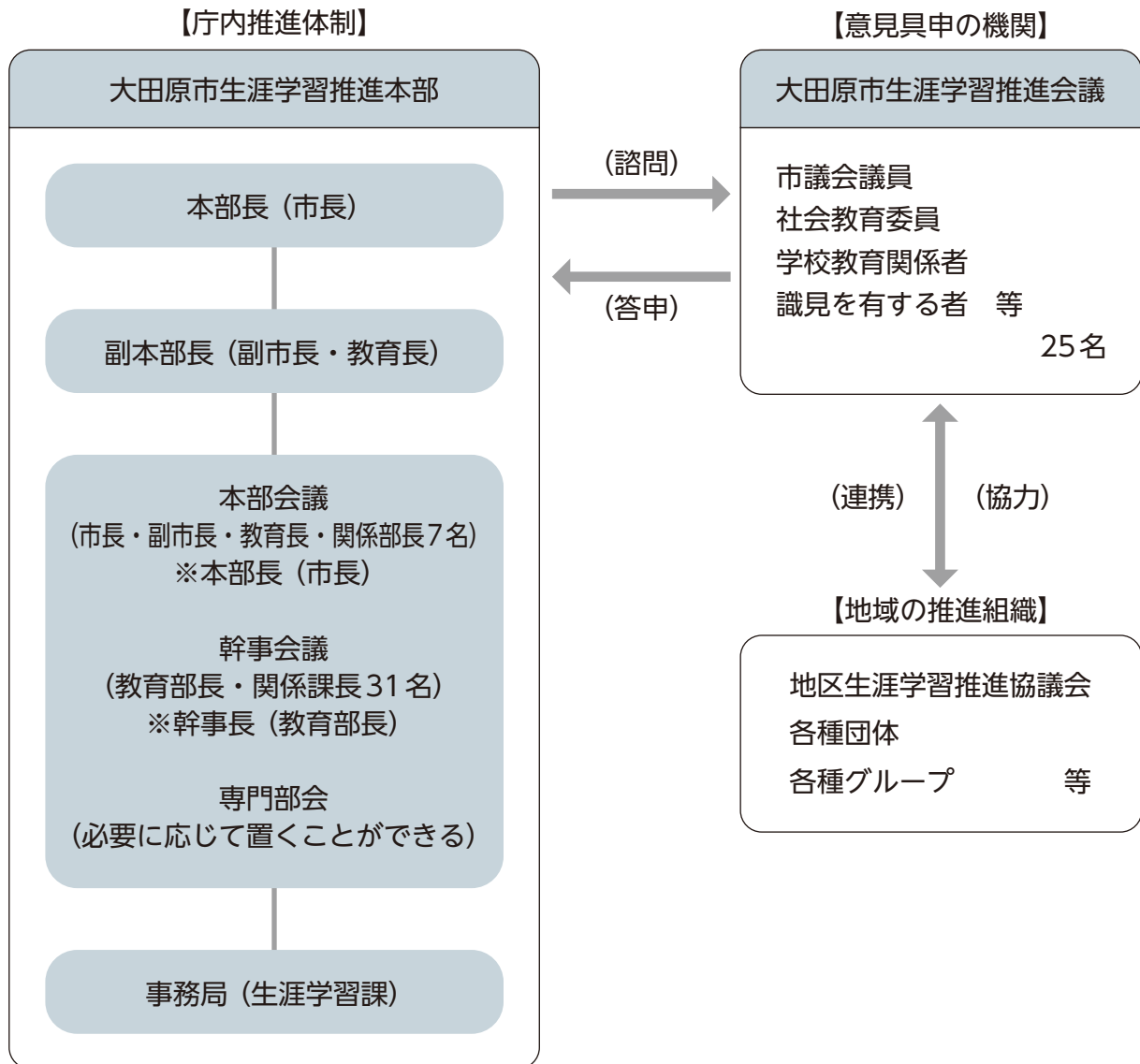
市民の多様化する学習意欲を支えるため、地区公民館や図書館、資料館等の施設の利活用を促進し、生涯学習関連施設をより一層身近な学びの場として整備を進めます。

4 推進指標

指 標 名	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
基本目標 1 人生 100 年時代に向けた学びの機会の充実		
基本施策 1 ライフステージに合わせた学びの機会の充実		
家庭教育学級受講者数	607 人 / 年 令和元 : 2,591 人	2,800 人 / 年
高齢者学級受講者数	493 人 / 年 令和元 : 569 人	625 人 / 年
基本施策 2 市民のニーズに応じた多様な学びの機会の充実		
「生涯学習に関する意識調査」における生涯学習実践率	68.9%	75.0%
生涯学習関係学級・講座参加者数	1,984 人 / 年 令和元 : 4,484 人	4,900 人 / 年
基本目標 2 学びをつなぐ体制づくり		
基本施策 3 指導者や実践者の育成と活動支援		
生涯学習コーディネーター登録者数	106 人	150 人
輝きバンク活用者数（1 年間に利用された人数）	555 人 令和元 : 1,029 人	1,100 人
基本施策 4 関係機関や団体との連携		
生涯学習関係自主グループ・サークル・団体等の登録数	144 団体	160 団体
基本目標 3 学びを生かした地域づくり		
基本施策 5 地域づくりの推進		
「生涯学習に関する意識調査」における学習成果の活用希望率	82.2%	90.0%

※令和 2 年度における講座等については、新型コロナウイルス感染症の影響により受講者が大幅に減少したため、参考として令和元年度の数値を併記してあります。

大田原市生涯学習推進体制組織図



大田原市生涯学習推進本部設置規程

(平成3年10月1日教育委員会訓令第3号)

(設置)

第1条 大田原市における生涯学習の総合的、効果的な推進を図り、市民の学習活動を支援するため、大田原市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習関連事務事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (4) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、大田原市行政組織条例(平成17年条例第69号)に定める室及び部の長及び大田原市教育委員会事務局組織等に関する規則(昭和63年教育委員会規則第1号。以下「教育委員会事務局組織等規則」という。)に定める教育部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会の組織)

第6条 本部の所掌する事務事業について協議、調整を行うとともに、本部の決定した施策に係る必要な事項を処理するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には教育部長、副幹事長には生涯学習課長、幹事には大田原市行政組織規則(平成17年規則第26号)第8条に定める課長、大田原市水道事業及び下水道事業処務規程(昭和43年企業管理規程第1号)第3条の2に定める課長、教育委員会事務局組織等規則第5条に定める課長等(生涯学習課長を除く。)、監査委員事務局長、選挙管理委員会書記長、公平委員会書記長及び農業委員会事務局長をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、議長となる。

2 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 幹事会の結果は、本部長に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 本部又は幹事会の指示事項及び生涯学習の推進に関し、専門的事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 本部、幹事会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月24日教育委員会訓令第6号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日教育委員会訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定(「並びに農業委員会事務局長」を「公平委員会書記長及び農業委員会事務局長」に改める部分に限る。)は、大田原市公平委員会の組織及び運営等に関する規則(平成18年公平委員会規則第1号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教育委員会訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日教育委員会訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月10日教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月25日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月28日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大田原市生涯学習推進会議条例

(平成 4 年 3 月 30 日条例第 4 号)

(設置)

第 1 条 大田原市の生涯学習の推進に関する基本的事項を調査審議するため、大田原市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 生涯学習の推進について、市長に意見を具申すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 25 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職をもって委嘱又は任命された委員の任期は、その在職期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

用語解説

IoT【アイオーティー】	Internet of Thingsの略。自動車や家電、ロボットなど様々な物がインターネットにつながり、情報のやり取りをすることを指している。
ICT【アイシーティー】	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための生活指針。「マスクを着用する」「距離をあける」といった一人一人の対策、「咳エチケット」等の日常生活での対策、「買い物」「公共交通機関」等の日常生活の各場面での対策、「テレワーク」「時差出勤」等の働き方の新しいスタイルへの対応など。
AI【エーアイ】	Artificial Intelligence（人工知能）の略。近年はビッグデータの活用の進展を背景に認知度が高まり、その適用領域が拡大している。
SDGs【エスディーゼズ】	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの達成を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」を共通の理念として、17のゴールと169のターゲットが示されている。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会。
高度情報通信ネットワーク社会	インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて、自由かつ安全に、多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。
情報モラル教育	情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度を身につけさせるための教育。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつこと、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど。

新型コロナウイルス感染症	新たに発見されたコロナウイルス (SARS-CoV-2) によって引き起こされる感染症 (COVID-19)。COVID-19 とは coronavirus disease 2019 (2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症) の略称。2019 年の終わりごろに発生したのを皮切りに、あっという間に世界中に感染が拡大した。
society5.0【ソサエティ 5.0】	サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会 (Society)。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指す。
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
ビッグデータ	一般的なデータ管理処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータ。ソーシャルメディア内のテキストデータやスマートホンの GPS の位置情報など、様々なデータがある。
ライフステージ	幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分した人生の各段階。
リカレント教育	学校教育からいったん離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けること。
ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」のこと。ロボットに関連した産業全般を総じて呼ぶこともある。
ワークライフバランス	仕事と生活の調和。仕事と仕事以外の子育てや親の介護、自己啓発、地域活動などの調和がとれている状態。

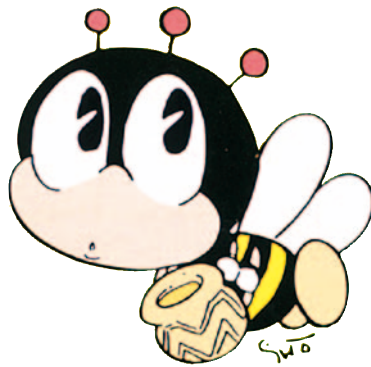
生涯学習関連機関・施設一覧

機関・施設名	所在地	電話番号
生涯学習課	大田原市本町 1-4-1 (本庁舎 4 階)	0287-23-2100
中央公民館	大田原市本町 1-4-1 (本庁舎 4 階)	0287-23-2005
大田原東地区公民館	大田原市若草 1-1287-1	0287-24-2777
大田原西地区公民館	大田原市浅香 3-3578-747	0287-23-8719
金田北地区公民館	大田原市市野沢 1988-1	0287-23-3253
金田南地区公民館	大田原市南金丸 1870-5	0287-23-2260
親園地区公民館	大田原市花園 1976	0287-28-2444
野崎地区公民館	大田原市野崎 2-26-2	0287-29-2605
佐久山地区公民館	大田原市佐久山 2287-1	0287-28-0872
湯津上地区公民館	大田原市湯津上 5-776	0287-98-3425
黒羽・川西地区公民館	大田原市黒羽田町 848 (黒羽庁舎 2 階)	0287-54-0184
両郷地区公民館	大田原市中野内 773	0287-59-0111
須賀川地区公民館	大田原市須佐木 53	0287-57-0111
生涯学習センター	大田原市本町 1-2716-5	0287-23-2003
ふれあいの丘自然観察館	大田原市福原 1411-22	0287-28-3251
ふれあいの丘天文館	大田原市福原 1411-22	0287-28-3254
大田原図書館	大田原市中央 1-3-15	0287-23-4560
黒羽図書館	大田原市堀之内 656-1	0287-59-0855
湯津上図書室	大田原市湯津上 5-1081 (湯津上庁舎内)	0287-98-7037

第4期 大田原市生涯学習推進計画

令和4年3月

発行 大田原市
編集 大田原市教育委員会
教育部 生涯学習課
〒324-8641
栃木県大田原市本町 1-4-1
TEL 0287-23-2100
FAX 0287-23-1905



「マナビィ」

- ・マナビィは、文部科学省が使用している生涯学習のマスコットです。
- ・生涯学習の「学ぶ」とミツバチの英語「Bee」を合わせた名前となっています。